

江別市 学校教育 基本計画

【平成26年度
～
平成30年度】

心豊かに学び

ともに未来のふるさとを拓く
子どもの育成

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の範囲	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の対象期間	3
第2章 学校教育の現状	
1 学校教育を取り巻く社会情勢	4
2 国の教育政策の動向	5
3 江別市の現状	6
第3章 江別市の学校教育が目指すもの	
1 教育目標	8
2 基本理念	8
3 目指す子ども像	9
4 四つの基本目標	11
計画体系図	13
第4章 施策の展開	
基本目標1 確かな学力を育成する教育の推進	14
基本方向1 ～ 基本方向3	
基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進	21
基本方向4 ～ 基本方向5	
基本目標3 良好な教育環境の整備	26
基本方向6 ～ 基本方向7	
基本目標4 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進	30
基本方向8 ～ 基本方向9	
第5章 計画の推進にあたって	
1 進行管理	33
2 成果指標	33
資料編	
1 江別市学校教育基本計画策定懇話会設置要綱	34
2 江別市学校教育基本計画策定懇話会構成員名簿	35
3 江別市学校教育基本計画策定経過	35

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に、教育基本法が改正され、国においては、21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい人の育成を目指し、現在、教育基本法の理念を踏まえた諸改革が進められています。

この法改正により、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画が策定されており、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとされています。

本市では、「第 5 次江別市総合計画^{※1}」や「江別市教育行政推進計画^{※2}」などにより、教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、急激に進むグローバル化や少子高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化、地域とのつながりの希薄化など社会情勢が変化しています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災におけるつらい経験を通して、大きな困難に直面しても諦めることなく自ら行動する力や互いに支え合う大切さなどに関わる教育の在り方について、多くの教訓が得られたところです。

国においては、このような急速に進行する社会の変化などに対応するため、第 2 期教育振興基本計画を平成 25 年 6 月に策定しています。

北海道においては、北海道教育推進計画の施策項目の計画期間が平成 24 年度までの 5 年間であることから、北海道教育推進計画（改訂版）を平成 25 年 3 月に策定しています。

これまで次代を担う人材の育成を目指し、学校教育の着実な推進に努めてきましたが、これからの社会や時代の変化に対応できる人づくりの視点に立った教育行政をこれまで以上に展開していく必要があります。

こうしたことから、江別市教育委員会では、本市の学校教育の一層の充実と発展に向けて、今後 5 年間の学校教育における目標や施策の方向性を示す江別市学校教育基本計画を策定いたしました。

※1 第 5 次江別市総合計画

平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間の江別市のまちづくりの指針となった計画。まちづくりのビジョンを示す「基本構想」とそのビジョンを達成するための目標や取組を示す「前期・後期の基本計画」で構成されている。

※2 江別市教育行政推進計画

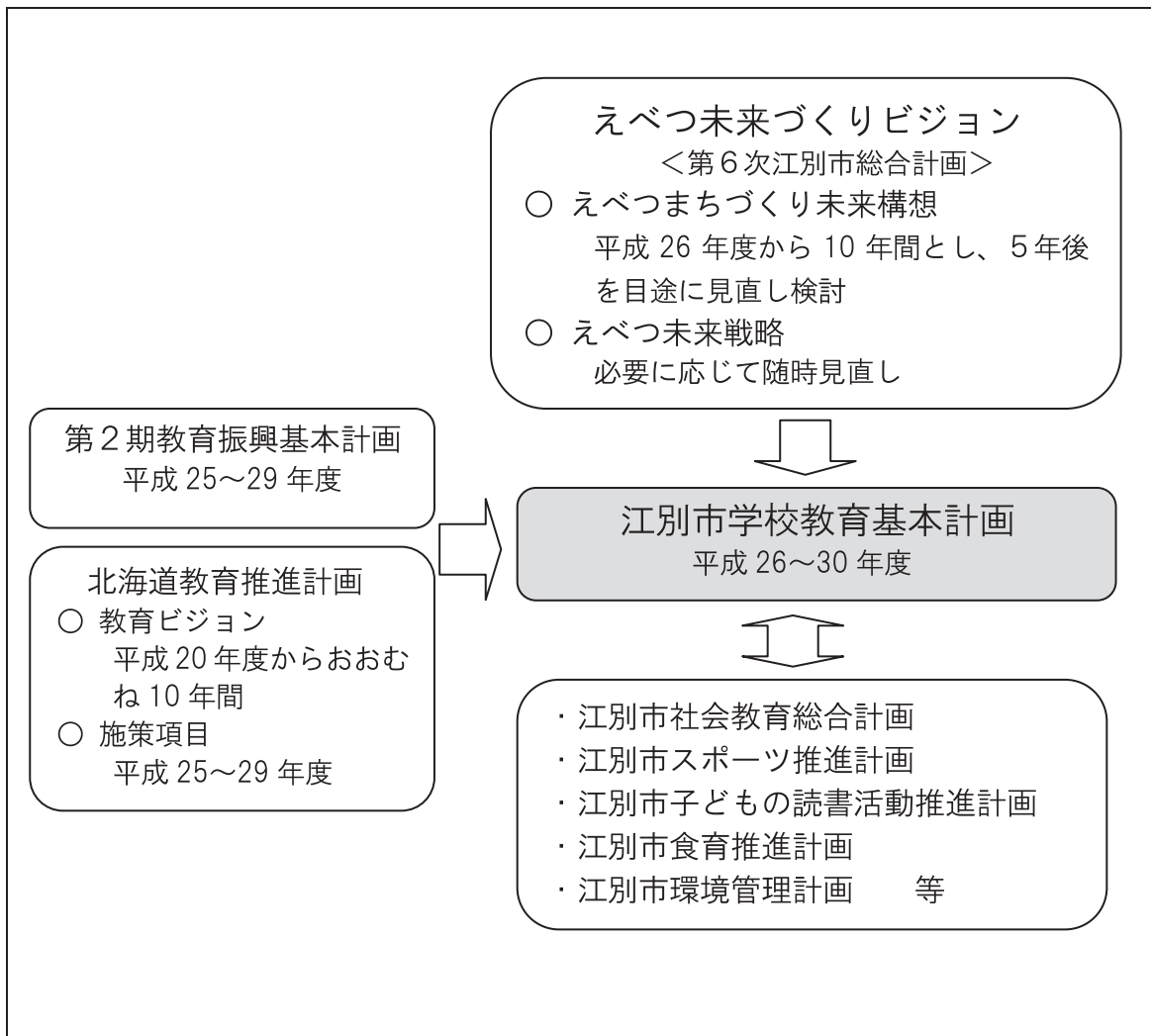
江別市の教育課題を的確に把握し、より効果的な教育行政を推進するために、毎年度、策定している計画。この計画により教育に関する施策、事業の執行を行う。

2 計画の範囲

江別市教育委員会の所管する学校教育に関わる計画とします。

3 計画の位置づけ

- ・ この計画は、第6次江別市総合計画の基本方針 06-02「子どもの教育の充実」との整合を図り、その個別計画として位置づけ、他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- ・ 国の「第2期教育振興基本計画」及び「北海道教育推進計画」を参酌し策定しました。



4 計画の対象期間

江別市学校教育基本計画の対象期間は、平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、随時計画の見直しを行います。

第2章 学校教育の現状

1 学校教育を取り巻く社会情勢

- ・ 日本の人口は、平成22年国勢調査によると、平成17年から横ばいで推移していますが、平均寿命の延びが続く一方で、出生数（合計特殊出生率^{※3}）の低い水準が数年続いてきています。また、平成22年の人口のうち65歳以上の人口が23%とほぼ4人に1人が高齢者となっており、今後、高齢化、少子化がさらに進むことが見込まれます。
- ・ このような状況においては、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが懸念されています。社会の活力を維持・発展させていくためには、これまで以上に、次代を担う人材の育成に積極的に取り組む必要があります。
- ・ 都市化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域社会等のつながりや支え合いが希薄化しており、家庭や地域の教育力の低下や、個人が将来に対する明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつあることが指摘されています。こうした中、子どもたちを健やかに育てていくため、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で幅広く教育力の向上を図っていくことが必要です。
- ・ 近年、ブロードバンドネットワーク^{※4}、モバイルネットワーク^{※5}が急速に普及するとともに、新たな通信機器等の活用が始まるなど、情報通信ネットワークの高度化が進んでいます。このため、必要な情報を適切に選択したり活用したりできる能力や情報モラル^{※6}を身に付けていくことが大切です。
- ・ グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、国境を越えて、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観の流動化が進んでいます。同時に、地球規模の環境問題、食糧・エネルギー問題なども深刻化しています。このような社会が急速な変化を遂げる中にあるには、自立して、また、自らを律し、他と協調しながら自己実現を目指す人材の育成が重要です。

※3 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

※4 ブロードバンドネットワーク

高速度・大容量の情報伝送信号を用いた高速インターネット接続環境によるデータの送受信のこと。

※5 モバイルネットワーク

軽量化や無線通信機能の整備によって自由な場所で利用できる携帯電話等によるWeb閲覧やeメールの送受信のこと。

※6 情報モラル

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピューターセキュリティ（事故や犯罪等に対する情報の保護・保全）の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

- ・ 東日本大震災を契機として、「安全・安心の確保」が各分野で最重要課題となっており、教育施設の耐震化はもとより、自ら危険を予測し回避する能力や、大きな困難に直面しても諦めることなく自ら考え行動する力、人々の絆の重要性等に関わる教育の在り方について、多くの教訓が得られたところです。

2 国の教育政策の動向

- ・ 平成 18 年 12 月に改正された教育基本法においては、「人格の完成」、「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承するとともに、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことが明確にされました。

また、教育に関する基本として、「家庭教育」や「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、「教育振興基本計画」などについても新たに規定されました。

- ・ 平成 19 年 6 月には、教育基本法の改正を受けて、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部が改正されました。

学校教育法の改正では、学校教育の充実を図るため、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直しを行い、学校の組織運営体制の確立のため、副校長や主幹教諭等の新しい職を置くことができるとしています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、教育における国や教育委員会の責任などを明確にしています。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正では、教育職員の免許状に更新制を導入するとともに、指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼性を確立する仕組みがつくられています。

- ・ 平成 20 年 3 月には、学習指導要領^{※7}が改訂され、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、変化の激しいこれからの社会での「生きる力」をより一層育むことを目指し、授業時数の増加、理数教育や言語活動の充実が明記されました。

小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から新しい教育課程による学校教育が展開されています。

- ・ 平成 20 年 7 月には、国において、教育基本法の理念を実現するため、教育

※7 学習指導要領

法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等を大綱的に示している。

の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する、教育振興基本計画を策定しました。

- ・ その後の急速に進展するグローバル化や少子高齢化、高度情報化などの社会の変化に対応するため、第2期教育振興基本計画を平成25年6月に策定し、三つの理念、「自立」、「協働」、「創造」の実現に向けて、今後の教育行政の基本的方向性を「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」としています。

3 江別市の現状

- ・ 江別市の人口は、国勢調査によると平成17年の125,601人をピークに減少に転じ、平成22年には123,722人となっています。人口減少は、日本全体の大きな課題であり、江別市においても同様な状況となっています。
- ・ 江別市立の小・中学校の児童生徒数は、学校基本調査によると平成10年の13,069人をピークに、平成19年には、393人の減少（対前年比）が見られ、その後、毎年300人前後の減少が続いており、平成25年には9,441人となっています。
- ・ 各学校では、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を実践しており、平成13年度には地域一体型・学校の顔づくり事業、平成16年度には学校一斉公開、平成17年4月の新1年生からは小・中学校の学校選択制度の実施、平成22年度には学校関係者評価制度の導入など信頼される開かれた学校づくりを進めています。
- ・ 児童生徒の学力は、文部科学省の平成24年度全国学力・学習状況調査^{※8}の結果から、市内の小学校の平均正答率は全道平均を上回り、全国平均とほぼ同様で、中学校では全道平均・全国平均のいずれも上回っており、一定の成果が認められます。児童生徒の状況は、授業では私語がなく、学習規律が保たれ、落ち着いた状況で意欲的に授業に臨んでいます。家庭での学習時間が短いことや、「自分にはよいところがある」や「将来の夢や目標をもっている」など自己肯定感が全国より低い状況にあり、改善に向けた取組が必要となっています。

学校では、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた個別指導や複数の教員等による指導、習熟度別授業に取り組むとともに、学校全体で教職員の指導力向

※8 全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況調査を把握分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることを目的として、国が平成19年度から実施している調査。

上のための校内研修の充実に努めています。

- ・ 児童生徒の体力・運動能力は、文部科学省の平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※9}の結果から、北海道の児童生徒の体力・運動能力が全国と比較すると低い状況であり、江別市の児童生徒においても同様の傾向にあると考えられ、体力の向上に向けた取組が必要となっています。
- ・ 特別支援教育^{※10}では、就学指導に係る子どもたちの人数は増加傾向にあります。特別支援学級^{※11}設置校は小学校10校、中学校5校（平成25年4月1日現在）であり、今後も子どもたち一人ひとりの教育ニーズや学校施設の状況を勘案して対応していく必要があります。
また、通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童への対応も進めていく必要があります。
- ・ いじめの発生件数は横ばい傾向ではありますが、社会的にも大きな問題となっており、生徒指導や道徳の指導の充実、心のダイレクトメール^{※12}の実施など、引き続き「未然防止」・「早期発見・早期対応」に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 不登校の児童生徒数は、横ばい傾向にあります。子どもたちが元気に楽しく学校にいけることが大切です。今後も学校・家庭・関係機関との連携やスクールソーシャルワーカー^{※13}による支援などにより、不登校の解消に向けた取組を進めていく必要があります。

※9 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、国が平成20年度から実施。

※10 特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象障がいだけでなく、LD（学習障がい）等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

※11 特別支援学級

小学校・中学校などに置かれる教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級。平成19年度の改正学校教育法の施行に伴い、従来の特殊学級の名称を変更。

※12 心のダイレクトメール

子どもたちが、「今いじめられている」と感じたら、家庭から、いつでも直接教育委員会へダイレクトメールを郵送し、心の声を届けることができる。「江別市からいじめをなくそう」という趣旨で平成18年度から実施。

※13 スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

第3章 江別市の学校教育が目指すもの

1 教育目標

恵まれた自然と いろどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいただき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 国際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

昭和62年7月24日制定

2 基本理念

江別市の学校教育の基本理念は、教育目標の精神に基づき、次のとおり定めます。

**心豊かに学び
ともに未来のふるさとを拓く
子どもの育成**

変化の激しい21世紀を江別の子どもたちが、心豊かにたくましく生きぬくために「生きる力」を身に付けることは、教育関係者・保護者・地域住民みんなの願いです。

こうした中、学校教育においては「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」をバランス良く育てるとともに、ふるさとに対する「郷土愛」の育成に重点的に取り組むことが重要です。

確かな学力を備えた人とは、「基礎的・基本的な知識や技能を基に、思考力、判断力、表現力を活用し課題解決に向かっていける人」です。

豊かな人間性を備えた人とは、「善き意思をもち、思慮深く的確な決断力があり、豊かな情操に満ちあふれた人」です。

健やかな体を備えた人とは、「たくましく生きるための健康や体力づくりに取り組む人」です。

郷土愛を備えた人とは、「江別の自然や歴史等に誇りを持ち、郷土の発展に貢献できる人」です。

こうした子どもたちを育むためには、江別市の小中学校が、「笑顔あふれる学校」を目指して、教育関係者、保護者、地域住民が連携協力し、教育活動の充実に邁進することが必要です。

笑顔あふれる学校とは、豊かな人間性や思いやりの心があふれる学校です。安全で安心できる、希望に満ちた学校です。すべての大人とすべての児童生徒がにこやかに語れる学校です。

こうした学校を実現するためには、児童生徒の純粹で熱い思いをしっかりと受け止め、学校教育の様々な課題の解決に強い決意をもって取り組み、子どもたち同士が切磋琢磨し合って、高め合う教育活動を積極的に推進しなければなりません。

3 目指す子ども像

**夢を持ち、夢を語り、
夢の実現に向けて 行動する子ども**

すべての子どもたちには、心に秘めた夢があります。人にうまく伝えられないが、すてきな夢があります。実現できるかどうか不安だが将来の夢があります。

すべての子どもたちは、自分の夢の実現のために、少しずつ少しずつ努力を始めています。

すべての子どもたちは、夢の実現に向けて行動を始めたばかりです。夢があるから学習活動、児童会活動や生徒会活動、部活動などにも強い意志を持ち、粘り強くがんばれます。夢の実現に向けて子どもたちの潜在能力は一日一日高まっています。

しかしながら、夢の実現は容易なものではありません。子どもが成熟していくには、葛藤がなければなりません。成功体験とともに失敗体験が必要です。失敗

体験なくして本当の成就是得られません。成就是の積み重ねによって、豊かな人間性が育つと考えます。

豊かな人間性に満ちあふれた子どもは、次の5つのことを兼ね備えています。

・ **善き意思**

人間として無条件に大切なのは、善き意思です。大きく言えば、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意であり、日常的に言えば、自らを律しつつ「ならぬことはならぬ」という意志や家族への愛、他人とともに協調し、他人を思いやる心などです。

・ **思慮、知性**

知力をもって熟慮し決断する。時には、的確な決断を短時間で下し得る能力が必要です。ここで大切なことは、思慮深く考えることは、相手の立場に立って考えることです。

・ **豊かな情操**

人間は様々な感情に支配されていますが、その感情が短絡的なものではなく、感情に知的な作用が加わったものが重要です。情操とは、感情のうち道徳的・芸術的・宗教的など文化的・社会的価値を具えた複雑で高次なものであり、そのような感情が人間にはなくてはなりません。

・ **知識・技能**

当然ながら、知識や技能がなければ、問題解決はできませんし、文化的な暮らしを保つことができません。特に科学技術の進歩は、私たちの想像を超えて進んでおり、日々学習が必要です。新しいものを手にした場合には、その説明書を読みこなす能力が必要となります。

・ **健康な心や体**

心や体の健康は、人とかかわりながら明るく充実した生活を送るために必要です。一日の生活の中で、食事や運動、睡眠等のリズムを整え、規則正しい生活を送ろうとする態度を身に付けなければなりません。

江別市の学校教育では、こうした豊かな人間性に満ちあふれた子どもの育成を目指し、「夢を持ち、夢を語り、夢の実現に向けて 行動する子ども」像の実現に努めます。

4 四つの基本目標

社会状況や教育の状況を踏まえ、基本理念、目指す子ども像を設定しましたが、この基本理念等を実現していくため、子ども一人ひとりに定着すべき資質・能力の育成、教育環境の整備、学校・家庭・地域社会との連携協力の観点から次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 確かな学力を育成する教育の推進

これからの知識基盤社会^{※14}の時代を、子どもたちが主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な学力とともに、応用力や発展的な学力を身に付けることが必要です。このため学校教育においては、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の確かな学力を育むことを重視した指導の充実を図ります。また、コミュニケーション能力を高め、国際社会を主体的に生きる力の育成、ノーマライゼーション^{※15}の理念に基づく教育、一人ひとりのニーズに応じた指導や支援を行う特別支援教育の充実を図ります。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

家庭や地域の教育力の低下とともに、規範意識や人間関係の希薄化が指摘されています。子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心や感動する心などの豊かな心を育むことが必要です。このために学校では、家庭や地域社会と連携し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動、読書活動の充実を推進します。また、子どもたちの体力向上の取組、学校保健、食育の充実により、子どもの心身の健康の保持、増進を図ります。

基本目標3 良好な教育環境の整備

子どもたちが未来への夢や希望を抱き、心身ともに健やかに成長するためには、安全・安心とともに、多様な可能性を伸ばす教育環境を整備することが必要です。そのためには、子どもたちを事故や犯罪などから守る安全教育や安全対策を推進

するとともに、安全な学校施設の確保のための施設整備、多様な学びに対応できる機能的施設・設備の整備のほか、学校の適正配置や就学支援などを進め教育環境の充実を図ります。

基本目標4 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進

我が国と郷土の未来を切り拓くために行われる子どもたちの教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校・家庭及び地域社会がそれぞれの機能を十分発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携を強化することが求められています。そのために学校は、地域に開かれた学校づくりや特色ある学校づくりを推進します。また、その連携の土台となる保護者・地域から信頼される学校づくりを実現するために、教員が自らの資質や能力を向上させるとともに、指導の成果と課題の検証をきめ細かく行い、教育活動の改善を図ります。

※14 知識基盤社会

平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉で、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義し、21世紀は知識基盤社会時代であると述べている。

その特質として、①知識には国境がなく、グローバル化が一層進む ②知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる ③知識の進展は旧来の物の見方や捉え方の転換を伴うことが多く、幅広い知識と思考力に基づく判断が一層重要になる ④性別や年齢を問わず参画することが促進される。などを挙げている。

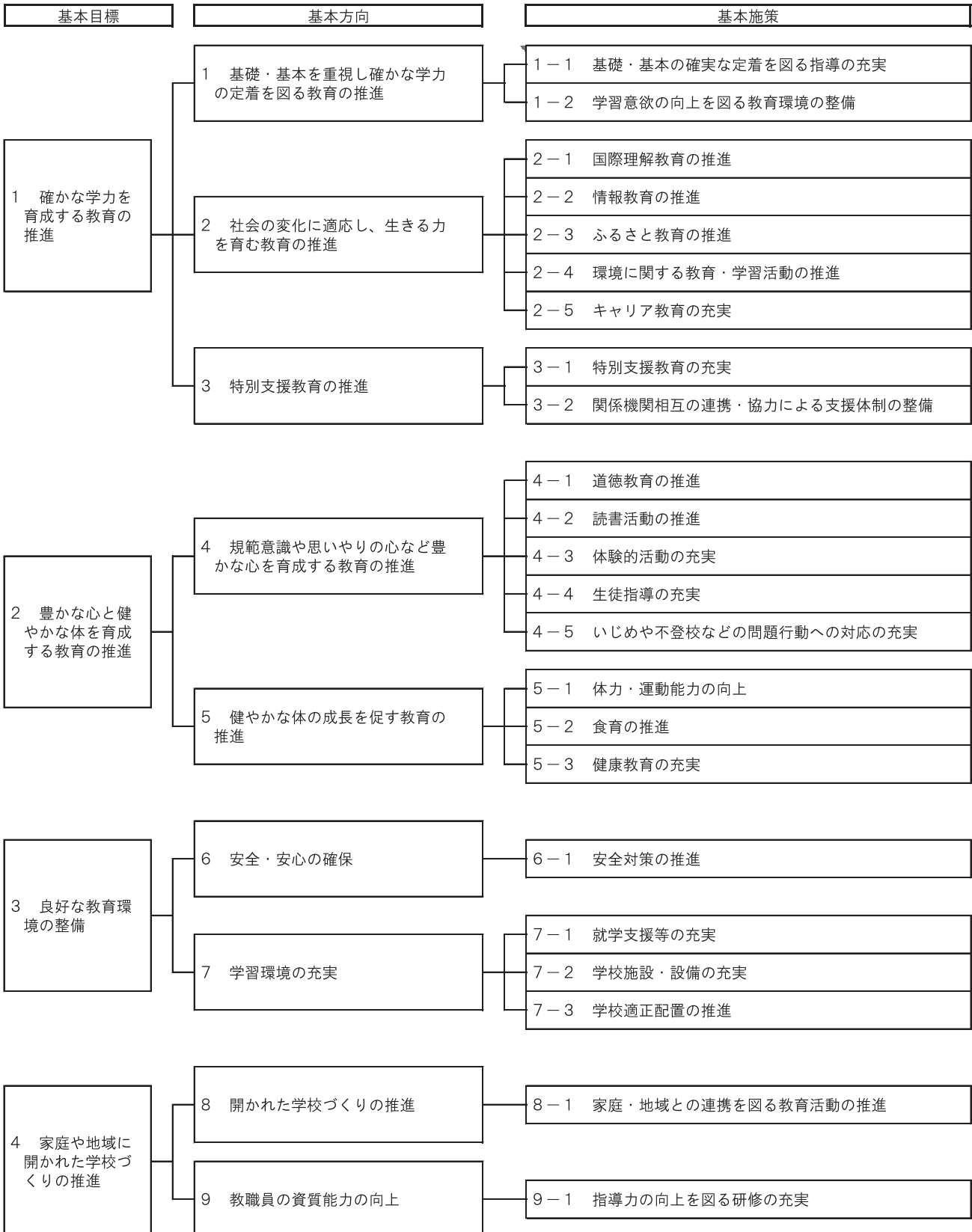
※15 ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

計 画 体 系 図

基本理念 心豊かに学び ともに未来のふるさとを拓く 子どもの育成

目指す子ども像 夢を持ち、夢を語り、夢の実現に向けて 行動する子ども



第4章 施策の展開

基本目標1 確かな学力を育成する教育の推進

基本方向1

基礎・基本を重視し確かな学力の定着を図る教育の推進

《基本的な考え方》

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生きていくためには、学校教育において、生涯にわたる学習の基盤となる資質や能力を育成することが必要です。このため、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現し、様々な問題を解決する「確かな学力」の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む姿勢の育成を図ることが求められています。

また、子どもたち一人ひとりの確かな学力の定着を図るため、ティームティーチング^{※16}や少人数指導など、個に応じたきめ細かな学習指導に引き続き取り組むほか、学校支援地域本部^{※17}事業による外部人材の活用や各種ボランティアの活用を進め、教員の指導力向上のためのICT^{※18}教育環境の整備や教材・教具の整備を充実させ、指導体制の充実を図ることが大切です。

《現状と課題》

江別市においては、子どもたちの素直さと落ち着いた教室、学習規律を徹底する教職員の協力体制、本好きの子どもたちを育てる読書環境の充実、PTAや地域等との連携、子どもたちの理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導等により学力向上への取組が進んでいます。

今後は、組織的に学力向上に取り組む学校体制づくり、基礎学力の確実な定着を図る授業改善、家庭学習の充実と習慣化、一単位時間の中で学習内容の定着を確認する機会の確保と補充的な学習支援の充実、将来の夢や希望・自己肯定感等を育む教育活動の充実、ICTの積極的な活用等を一層進める必要があります。

《基本施策》

1-1 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実

教育課程の編成・実施や指導方法の工夫改善により、基礎的・基本的な知識や技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成する指導を充実します。

※16 ティームティーチング

複数の教員等が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

【主な取組】

- 学校訪問指導の実施
- 学校改善プランの実践
- 長期休業中などの補充的学習支援の充実
- 退職教員などの学習サポート教員の派遣
- 学校支援地域本部事業の推進

1-2 学習意欲の向上を図る教育環境の整備

教員やボランティアなど人的支援によるきめ細やかな指導体制の工夫改善を図るとともに、教材・教具などのICT化や整備を進め、学習意欲の向上を図ります。

【主な取組】

- ティームティーチング・少人数指導・習熟度別授業の推進
- 電子黒板^{※19}などICT教育環境の整備



(電子黒板を活用した授業)

※17 学校支援地域本部

学校の教育活動を支援するため、地域住民が学校支援ボランティアとして活動しやすい体制づくりを行う組織。

※18 ICT

情報通信技術 (Information and Communication Technology)。

※19 電子黒板

コンピューターの画面上の教材をホワイトボードやスクリーンなどに映し出し、その画面上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる装置。

基本目標1 確かな学力を育成する教育の推進

基本方向2

社会の変化に適応し、生きる力を育む教育の推進

《基本的な考え方》

グローバル化や情報通信技術が急速に進展する今日の社会において、21世紀を担う児童生徒には、主体的に行動することができる態度や能力を育む教育の充実が求められています。

そのため、国際社会を生きるという広い視野とともに、国際的な理解と協調の精神、高度情報化社会における知識・情報の入手・理解や発信・対話する能力、地球規模の課題である環境保全やよりよい環境の創造に主体的に関与できる能力などを育む教育を一層充実することが大切です。

また、自分の住むふるさとへの誇りと愛着、将来の職業や自分らしい生き方を実現する力を育む教育を推進していく必要があります。

《現状と課題》

江別市においては、国際理解教育では、小学校の外国語活動及び中学校の外国語の授業にネイティブスピーカーの外国語指導助手（ALT^{※20}）を派遣し、異文化を理解し尊重する態度やコミュニケーション能力等の育成に努めています。

情報教育では、児童生徒の教育用コンピューターの設置、計画的更新により、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しむとともに、基本操作や情報モラル教育を実施しています。

ふるさと教育では、社会科副読本を作成、配付するとともに、各学校において見学や体験等を通して江別の自然や歴史、文化、産業などを直接感じ取り、地域を再発見する取組を行っています。

環境教育では、各学校において教科の学習や自然体験活動、リサイクル活動など環境保全に主体的にかかわる取組を推進しています。

キャリア教育では、中学生が事業所で職業体験を行う事業を実施するとともに、各学校において職場見学や職業調べなど児童生徒の発達段階に応じた体験学習を行っています。

今後は、それぞれの学校の実態を踏まえた特色のある取組や地域の自然と環境、人材等を積極的に活用するなど地域とのかかわりを重視した教育活動を一層充実していく必要があります。

※20 ALT

学校で外国語授業を補助する助手（Assistant Language Teacher）

《基本施策》

2-1 国際理解教育の推進

自国の文化や伝統とともに、外国の言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

【主な取組】

- 小・中学校への外国語指導助手（ALT）の派遣
- 小学校英語指導連絡協議会^{※21}の実施

2-2 情報教育の推進

情報モラルを身に付け、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的に活用する力の育成に努めます。

【主な取組】

- 情報モラル教育の充実
- 情報教育機器の計画的な更新

2-3 ふるさと教育の推進

地域社会の将来の担い手である子どもたちが自分の住む「ふるさと」に誇りと愛着を持てるよう、ふるさとの自然や歴史、文化、産業などについて五感を使い体系的に学べる学習環境の整備や充実を進めます。

【主な取組】

- 社会科副読本の作成・配付
- 「江別を学ぶ」事業の開催

2-4 環境に関する教育・学習活動の推進

自分の生活や身近な環境とのかかわりを通して、生命や自然を尊重することの大切さや環境保全に寄与する態度を養うことに努めます。

【主な取組】

- 環境教育の実施
- 自然体験活動の充実
- 継続的な環境保全活動の実践

2-5 キャリア教育の充実

職業に関する知識や技能の習得とともに、望ましい勤労観や職業観、自己の進路を選択する能力のほか、職場体験を通じて事業所や関係者との人間関係形成能力・コミュニケーション能力の育成に努めます。

【主な取組】

- 職場体験の実施
- 職場見学や体験的活動の実施



(外国語指導助手：ALT による英語活動授業)

※21 小学校英語指導連絡協議会

小学校の教員が、英語活動の授業の参観や意見交流を行い、英語活動の指導の充実を図るため組織している協議会。

《基本的な考え方》

特別支援教育を推進する制度の在り方についての中央教育審議会の答申が平成17年12月に公表されています。そこには、「我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため・・・(中略)・・・学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。」と記されています。

平成19年4月には、学校教育法の一部改正が施行され、「発達障がい」のある児童生徒への支援や、これに伴う教育課程の見直しを通じ、従来の「特殊教育」から、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高める「特別支援教育」へと転換が図られました。「特別支援教育」は、教育上特別の支援が必要な児童生徒に対し、小中学校の特別支援学級等で、個に応じた特別な指導を行うほか、通常の学級に在籍する発達障がいの児童生徒に対しても適切な指導と必要な支援を行うものであり、一層の充実を図ることが求められています。

また、障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮することが大切です。

《現状と課題》

近年、全国的には少子化が進む中、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあります。江別市においては、平成18～25年度にかけ、市内全児童生徒数が約2,000人減少する中、特別支援学級では、96人から157人に増えており、学級数も、平成18年度の18学級から、平成25年度の40学級に増えていきます。通級指導教室^{※22}は、ことばの教室に加え、平成25年度に発達障がいのある児童を新たに対象とした「通級指導教室(ことばとまなびの教室)」を開設しています。この間、市としては、平成19年度から専門家チームや特別支援教育連携協議会を設置、各校においても、特別支援委員会、コーディネーターの指名等、基礎的支援体制を整え、個々の相談や、個別の教育支援計画、指導計画等の作成に努力してきました。さらに現在は、特別支援教育補助員17名、特別支援学級生活介助員24名を各小中学校に配置し、支援の充実に努めています。

今後は、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、一人ひとりに応じた指導や教育環境を含めた支援体制の整備、学校、家庭、地域、専門機関等の相互の連携協力を一層進めていく必要があります。

《基本施策》

3-1 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本来持てる力が発揮できるよう、支援体制の整備・充実を図ります。

また、高い専門性に基づく支援を行うため、各種研修の実施と内容充実を図ります。

【主な取組】

- 特別支援学級と通級指導教室の整備
- 研修会の実施
- 専門家チーム巡回相談の実施

3-2 関係機関相互の連携・協力による支援体制の整備

乳幼児期から学校卒業までを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、関係機関相互の連携・協力による支援の充実に努めます。

【主な取組】

- 個別の教育支援計画※23の策定



(通級指導教室の個別指導)

※22 通級指導教室

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。

※23 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒とその支援にかかわる関係者・機関による支援の計画。関係機関には、教育、医療、保健、福祉、労働などの様々な機関がある。それらの機関が一体となって支援体制を整えることが大切。連携する関係機関は、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じて決まる。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

基本方向4

規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成する教育の推進

《基本的な考え方》

「他人を思いやり共に生きることを大切にする心」、「生命を大切にする心」、「正義感や公正さを重んじる心」、「自立心や責任感」、「勤労観や社会に貢献する心」、「自然や美しいものに感動する心」などの豊かな心は、学校の教育活動全体を通じてた道徳教育や家庭教育、読書活動や様々な体験活動などによって育まれます。

そのため、学校・家庭・地域社会が互いに連携し、道徳教育の推進や体験活動等の場や機会の確保・充実に努め、児童生徒一人ひとりに基本的な生活習慣、規範意識や社会性、豊かな感性などを育てていくことが大切です。

いじめや不登校等の問題、インターネットや携帯電話の普及に伴ういわゆるネットトラブルなど、児童生徒に関わる新たな問題が全国的に憂慮すべき状態となっています。

学校では、児童生徒の心の揺れや悩みに寄り添い、適切な指導助言等を通して問題の未然防止や早期発見、早期対応に取り組むことが大切です。

また、こうした問題の解決に向けて学校は、スクールカウンセラー^{※24}等の専門家や関係機関等と緊密に連携し、適切に対処していくことが求められています。

《現状と課題》

江別市においては、体験活動との関連を図った児童生徒の心に響く道徳教育を推進するとともに、朝読書^{※25}の実施や地域のボランティア等の協力を得た読書活動や体験活動の充実、警察署等と連携した非行防止教室の実施に努めています。

また、いじめや不登校については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒のみならず保護者等への支援に努めています。

今後は、児童生徒の心を豊かに育む教育活動を一層充実するとともに、児童生徒の悩み等にかかわる専門家や関係機関との連携を更に緊密にした取組を推進していく必要があります。

※24 スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

※25 朝読書

読書を習慣づける目的で、小中学校の始業時間前に10～15分ほどで行われている読書活動。

《基本施策》

4-1 道徳教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、自他の生命を尊重する心や、集団や社会とのかかわりを理解し、公共の福祉と社会の発展に努める心を育成するため、道徳教育を推進します。

【主な取組】

- 倫理意識や規範意識の育成
- 人権教育の推進
- 命の大切さに関する指導の充実

4-2 読書活動の推進

豊かな感性や表現力、想像力を高めるため、学校図書館の充実を図り子どもたちが自ら進んで学ぼうとする環境づくりを進めるとともに、読書習慣が身に付くよう読書活動を充実します。

【主な取組】

- 学校図書を整備
- 学校図書館司書の配置（巡回）

4-3 体験的活動の充実

子どもたちに生命や自然を尊重する精神や、社会性、豊かな人間性を育むため、自然や社会の現実に触れる体験活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 農業体験の実施
- ボランティア体験の実施
- 障がい者体験・妊婦体験の実施

4-4 生徒指導の充実

教職員や関係機関等との連携を通じて、少年指導センターを中心とした児童生徒の健全育成を推進します。

【主な取組】

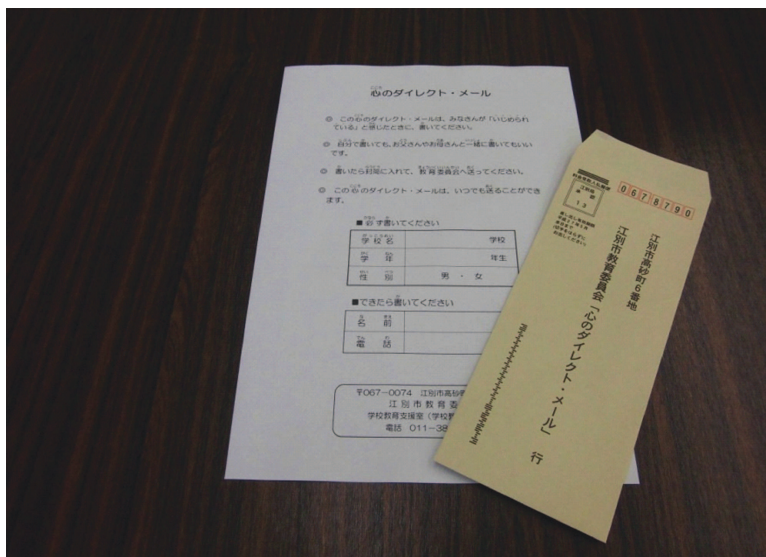
- 少年育成委員による巡回指導
- 薬物乱用防止教室の開催
- 指導連絡会^{※26}活動の推進

4-5 いじめや不登校などの問題行動への対応の充実

いじめ根絶に向けて、いじめアンケート調査のほか、中学生サミットに合わせて実施するいじめ根絶子ども会議などを通じて、いじめを許さない学校の風土づくりに取り組みます。また、不登校児童生徒への対応として、学習支援をはじめ、各種相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

- 心のダイレクトメール事業
- いじめ・不登校相談事業
- スクールソーシャルワーカー事業
- すぽっとケア事業※27
- 心の教室相談事業
- ネットパトロール事業
- スクールカウンセラー事業



(心のダイレクトメール)

※26 指導連絡会

学校、関係機関等が連携し、情報交換、事例研究などを通して、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とした会議組織。

※27 すぽっとケア事業

不登校児童生徒が学校復帰の手がかりを見いだす支援事業の一つで、教育相談や様々な活動を通して、基本的な生活や学習について支援や指導を行う。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

基本方向5

健やかな体の成長を促す教育の推進

〈基本的な考え方〉

児童生徒には、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、運動に親しむ習慣や健康に関する正しい知識、望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、自ら体の健康の保持増進に取り組むよう、健康教育の充実を図ることが重要です。

また、学校、家庭、地域社会が連携協力し、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、学校給食における地場産農産物の活用などを通じて食への感謝の気持ちや郷土を愛する心を育む食育^{※28}の取組を推進していかなければなりません。

〈現状と課題〉

江別市においては、体力・運動能力向上では、児童生徒が運動の楽しさや喜びを実感し、自ら体力の向上に取り組むことができるよう、新体力テスト^{※29}の活用や体力向上事業、大学と連携した体力向上プロジェクト等の実践研究を推進しています。

健康教育の充実では、定期健康診断の活用や保健指導、性に関する指導を行っています。

また、食育の推進では、栄養教諭による食に関する指導を実践し、地場産農産物を学校給食で使用しているほか、親子と一緒に料理を作る「ふれあいクッキング」や市立小中学校一斉の「食育弁当の日」などを実施しています。

今後は、体力の向上や食育を始めとする健康教育を推進するとともに、基本的な生活習慣の確立を図るため、小中学校一貫した継続指導に向けた連携、保護者への啓発を積極的に推進する必要があります。

※28 食育

食事の重要性を理解し、食事の自己管理能力や食品を選択する能力を身に付けさせる教育。食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付けるとともに、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心や地域の産物・食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心も育てる。

※29 新体力テスト

文部科学省が、国民の体力の現状を把握するため、従前から用いられていた「スポーツテスト」を国民の体位の変化や高齢化の進展等を踏まえた見直しを行い、新たに作成したテスト。国の「体力・運動能力調査」において、平成11年度から導入されている。

《基本施策》

5-1 体力・運動能力の向上

運動の楽しさや喜びを実感し、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育成するとともに、体力の向上に努めます。

【主な取組】

- 体力向上事業の推進
- 大学と連携した体力向上プロジェクトの実施

5-2 食育の推進

望ましい食習慣を形成するとともに、安全安心な食材を使って豊かな食生活を送れるよう食育の推進に努めます。

【主な取組】

- 食に関する指導の充実
- 食育弁当の日の実施
- 地場産農産物の使用

5-3 健康教育の充実

望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、自分の身体の健やかな成長と健康の保持増進に主体的に取り組み、生涯を通じて健康な生活を送ることができるように健康教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 基本的な生活習慣の定着
- 定期健康診断の実施
- 歯磨き指導の実施
- 性に関する指導の充実

《基本的な考え方》

児童生徒は、犯罪、事故、自然災害など、様々な危険にさらされています。安全で安心な学校生活を送ることができるよう、学校においては、学校安全計画^{※30}を定め、計画的に児童生徒への安全に関する教育をするとともに、施設等の安全点検活動を実施しなければなりません。

犯罪対策や防災、登下校時の安全対策等については、警察、消防、道路管理者等の関係機関と積極的に連携し、防犯、防災、交通安全などに関する取組の充実を図ることが大切です。

また、学校や行政だけでなく、地域社会や家庭との連携を図り、地域全体で子どもたちを守り育てる体制を構築し、学校における児童生徒の安全を確保することが重要です。

《現状と課題》

全国で子どもが犯罪や事件の被害者になったり、重大な交通事故に巻き込まれたりする事案が生じています。さらに、情報化の急速な進展により、児童生徒が携帯電話やパソコン等のインターネット環境を利用する機会が増加し、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に巻き込まれるなどの問題が起きています。

江別市においても、子どもに対する不審者による声かけ事案が発生するなど憂慮すべき状況となっており、犯罪や事故から子どもたちを守るため一層の安全対策を進める必要があります。また、学校だけの対策には限界があるため、関係機関と連携して対策を進めることが重要です。

震災や各地での事件、事故などを契機に、学校安全に対する社会的な問題意識は高まっており、行政だけでなく地域が一体となって取組を進める必要があります。

※30 学校安全計画

学校保健安全法に基づき、学校において児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定する計画。

《基本施策》

6-1 安全対策の推進

警察や消防等関係機関と連携した防犯、防災訓練や薬物乱用防止教室などを通じて児童生徒に危険に対する理解を深めさせるとともに、危険発生時において学校が適切な対応を行えるような体制の整備に努めます。

道路管理者等関係機関と協議し通学路の安全対策を講じるとともに、子ども見守り隊など地域住民のボランティア組織と連携し、学校、家庭、地域が一体となって通学路の安全確保を図ります。

【主な取組】

- 学校安全計画等の策定支援
- 交通安全教育の実施
- 不審者情報の収集・提供
- 地域ボランティア団体との連携
- スポーツ振興センター災害共済制度^{※31}



(児童の登校時の地域ボランティア交通安全街頭指導)

※31 スポーツ振興センター災害共済制度

学校管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障害、死亡）について、医療費等の災害給付を行う制度。

基本目標3 良好な教育環境の整備

基本方向7

学習環境の充実

《基本的な考え方》

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の収容避難所ともなることから、学校環境衛生基準^{※32}に即した快適で環境保全にも配慮され、安全で安心できる環境を整備することが重要です。

また、教育内容等の変化に対応して、多様な学習内容・学習形態やコンピューターその他の高度な教育機器の導入などを可能とする学習環境を確保することも必要です。

さらに、経済情勢の変化などを背景として、家庭の教育費負担が社会的な課題となっており、経済的な理由で就学等が困難な児童生徒に対して、就学を保障するための支援を進めていく必要があります。

《現状と課題》

江別市においては、校舎屋体の耐震化について、児童生徒の安全確保のため最優先課題として進めてきました。計画的に耐震改修を進めた結果、耐震補強により対応できる校舎屋体については平成24年度までに全て改修を終え、耐震化率^{※33}は84.8%（平成25年4月1日現在）となっています。今後は老朽化した校舎を取壊し改築することにより耐震化率を高めていきます。

また、近年の児童生徒数や学級数の減少による学校運営上の課題に対応するため、適正な学校規模の確保を目指し策定した「学校適正配置基本計画」に従い、江北中学校を平成23年、角山中学校を平成25年に、それぞれ近接校と統合しました。

さらに、江別小学校と江別第三小学校の統合についても関係者による基本的な合意の下、平成29年までのできるだけ早期の統合改築校開校を目指して準備を進めています。

これらの学校施設の改築と合わせ、既存施設・設備について、非構造部材^{※34}の耐震化や快適な教育環境のためのトイレ洋式化など、改修や適切な維持補修を行うことにより、児童生徒にとって安全で快適な学習・生活環境を整備充実することが必要です。

このほか、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、その就学に必要な援助を行っています。

※32 学校環境衛生基準

学校保健安全法に基づき文部科学省が示している、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生にかかわる事項について維持されることが望ましい基準。

《基本施策》

7-1 就学支援等の充実

経済的に就学困難な家庭に対して、学用品費、修学旅行費、給食費、通学付添費などの援助を行い、保護者負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- 就学援助の実施
- 特別支援学級就学奨励費の実施
- 特別支援学級の通学付添費の補助の実施

7-2 学校施設・設備の充実

特色ある教育活動の展開に対応するとともに、児童生徒の学習及び生活の場として、安全・安心で快適な学習・生活環境を確保するため、非構造部材の耐震対策を含む学校施設の耐震化や老朽化対策を推進するほか、保健衛生管理や施設・設備の整備充実に努めます。

【主な取組】

- 耐震化に伴う小中学校改築工事
- 非構造部材の耐震化事業
- 小中学校大規模改造工事

7-3 学校適正配置の推進

江別小学校・江別第三小学校統合改築校の平成 29 年までのできるだけ早期の開校を目指し、校舎建設等を進めます。また、次期学校適正配置に関する計画の検討を進めます。

【主な取組】

- 江別小学校・江別第三小学校統合校の開校事業
- 次期学校適正配置基本計画の検討

※33 耐震化率

昭和 56 年 6 月以降「新耐震設計基準」により設計された新しい建物の棟数と、同基準ができる以前の建物において補強工事が行われた棟数を合算し、全体の建物棟数で割った割合。

※34 非構造部材

柱・梁・壁・基礎・床など建物の構造上主要な部分以外の部材や部位を言う。落下や転倒など危険防止を必要とする天井、照明器具、窓・ガラス、外壁（外装材）、内壁（内装材）、設備機器、テレビ、収納棚、ピアノなど。

基本目標4 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進

基本方向8

開かれた学校づくりの推進

《基本的な考え方》

学校が保護者や地域の信頼に応えつつ、学校と家庭・地域が協働し、学校づくりを進めていくためには、開かれた学校づくりが大切です。

地域に開かれた信頼される学校を実現するため、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。それと同時に、保護者や地域住民が、学校と共に地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要です。

保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、開かれた学校づくりを推進していくために、学校一斉公開、学校評議員^{※35}制度、学校支援地域本部事業などを活用していくことが大切です。

また、学校評価^{※36}を通じて学校が、組織的・継続的に改善を図ることにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の共通理解を深め、連携協力の促進を図り、教育の質の向上を図ることが期待されています。

これらの活動を通じて、保護者や地域住民に信頼される開かれた学校づくりを進めていくことが求められています。

《現況と課題》

近年、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、基本的な生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の低下など、様々な課題が指摘されています。こうした中、学校は、学力や体力の向上はもとより、規範意識の育成、不登校、いじめ等の解消など多くの教育課題への対応が期待されています。

このような状況に対応するため、学校は必要な情報を発信するとともに、家庭・地域と連携協力しながら、社会全体で子どもたちを育てる教育を充実させていく必要があります。

江別市内の学校では、学校評価をもとに保護者や地域住民等の意向を踏まえた学校運営を行うとともに、評価結果の公表をはじめ、地域に向けた積極的な情報発信や学校施設の開放、ゲストティーチャー^{※37}や学校支援ボランティアの導入など、開かれた学校づくりを進めています。

今後は、学校・家庭・地域の連携協力をより強め、三者が一体となった取組をさらに発展させ、子どもたちの確かな育ちと学びにつなげていく必要があります。

《基本施策》

8-1 家庭・地域との連携を図る教育活動の推進

学校は、教育活動の目標や現状等について積極的に情報提供を行い、地域住民の意見を学校運営に反映し、家庭や地域と連携協力して、教育活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 地域一体型学校の顔づくり事業
- 学校評議員制度の活用
- 学校評価の実施
- 学校一斉公開の実施
- 学校支援地域本部事業の推進



(地域の方と一緒に花壇づくり)

※35 学校評議員

学校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるため、当該学校の職員以外で教育に関する理解及び識見を有する地域住民の中から、校長の推薦により、教育委員会が委嘱した人。

※36 学校評価

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。

※37 ゲストティーチャー

指導者として特別に学校に招いた一般の人。

基本目標４ 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進

基本方向９

教職員の資質能力の向上

《基本的な考え方》

次代を担う子どもたちに変化の激しい社会を生きる力を育むためには、学校教育において、将来、自立した社会人として生涯にわたって学び続けることができる基礎を身に付けさせることが重要です。

こうした教育の実現には、子どもの教育に直接携わる教職員の資質能力に負うところが極めて大きく、教職員には子どもに対する深い愛情と教職に対する使命感等とともに、高い指導力を身に付けることが求められています。

そのため、教職員は自ら研鑽に励むとともに、様々な研修等の機会を利用した指導力等の向上に努めなければなりません。

《現状と課題》

江別市においては、教職員の資質能力の向上を図る長期休業中の教職員セミナー等を通じ、教職員の指導力の向上に取り組んできており、授業力を高めるための「実践に役立つ研修」や「改善に向けての方策が明確となる研修」など実効性ある研修を確保してきました。また、教育関係機関等が主催する研修講座の紹介を行い、幅広い研修機会の確保に努めてきました。

今後は、急激に進む情報化や国際化、地域とのつながりの希薄化などに対応するため、ICTの活用やふるさとの自然や歴史、文化、産業などに対する理解を深める研修等の充実に引き続き取り組んでいく必要があります。

《基本施策》

9-1 指導力の向上を図る研修の充実

社会の変化や今日的な課題への対応やきめ細やかな学習指導の工夫改善など指導力の向上を図る研修機会の確保と研修内容の充実に努めます。

【主な取組】

- 教職員夏期・冬期セミナーの開催
- 教職員評価の実施
- 研究図書の整備
- 教職員の各種研修への参加支援




第5章 計画の推進にあたって

1 進行管理

計画の実効性を確保し、より効果的に施策を推進するために、P D C A (Plan : 計画、Do : 実施、Check : 評価、Action : 改善) サイクルの考え方に基づいて点検・評価を行い、その結果については、公表し、着実に計画を進めます。

2 成果指標

■ 基本目標1：確かな学力を育成する教育の推進

指 標	現状値(H24年度)	目標値(H30年度)
学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合	88.7%	
職場体験を通して、自分の進路や将来の生き方を考えるきっかけとなった生徒の割合	71.0%	
通常学級に在籍し、学習や行動面で困難を示す児童生徒の個別の教育支援計画を作成している学校の割合	64.2%	



■ 基本目標2：豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

指 標	現状値(H24年度)	目標値(H30年度)
自分には、良いところがあると思う児童生徒の割合	70.8%	
スポーツに親しんでいる児童生徒の割合	58.4%	
朝食を食べて学校に通う児童生徒の割合	85.8%	

■ 基本目標3：良好な教育環境の整備

指 標	現状値(H24年度)	目標値(H30年度)
市立小中学校における耐震化率	84.8%	100%

■ 基本目標4：家庭や地域に開かれた学校づくりの推進

指 標	現状値(H24年度)	目標値(H30年度)
学校、家庭、地域が連携していると思う市民割合	72.1%	
教職員の夏期・冬期セミナーの参加率	84.2%	

資 料 編

1 江別市学校教育基本計画策定懇話会設置要綱

平成 25 年 2 月 1 日教育長決裁

(設置)

第 1 条 江別市学校教育基本計画の策定に当たり、江別市学校教育基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 江別市学校教育基本計画の策定に当たり、施策・事業等の具体的な取組についての意見交換等を行う

(構成等)

第 3 条 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公募による市民 2 名
- (2) 学識経験者及び学校関係者 5 名

(任期)

第 4 条 懇話会の構成員の任期は、委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を各 1 名置き、懇話会の構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会議の進行を司る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、江別市教育委員会教育部学校教育支援室学校教育課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

2 江別市学校教育基本計画策定懇話会構成員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	松村 憲治	北翔大学
副会長	厚海 嘉孝	江別市小中学校長会
委 員	東 祐史	江別市教育研究会
委 員	安藤 信行	公募
委 員	石橋 浩明	江別市小中学校教頭会
委 員	田口千鶴子	公募
委 員	林 大輔	江別市PTA連合会

3 江別市学校教育基本計画策定経過

《平成24年度》

月 日	内 容
8月28日～ 10月30日	教育部内関係課等打ち合わせ会議（計画策定の考え方、策定スケジュール等） 8月28日、8月30日、10月30日実施
11月 1日	計画策定の考え方及びスケジュール決定
11月21日	平成24年第11回定例教育委員会に、計画策定の考え方及びスケジュール報告
(平成25年) 1月21日	教育部内関係課等打ち合わせ会議（計画策定方針等）
1月23日	計画策定方針決定
1月29日	第1回計画策定庁内会議（計画策定方針及びスケジュール等説明、計画骨子の協議、作業分担の確認）
2月 1日	計画策定懇話会設置要綱決定
2月19日	総務文教常任委員会に計画策定スケジュール等報告
2月27日	平成25年第2回定例教育委員会に計画策定懇話会設置を報告
2月27日	計画策定懇話会委員公募要領制定
3月1日～ 3月15日	計画策定懇話会公募委員の募集
3月29日	計画策定懇話会公募委員の決定

《平成25年度》

月 日	内 容
5月22日	平成25年第5回定例教育委員会に計画策定懇話会委員の委嘱について報告
6月26日	第1回計画策定懇話会において、会長、副会長の選出、策定懇話会の趣旨・計画の骨子等について説明、意見交換
7月11日	第2回計画策定庁内会議において計画素案協議とまとめ
7月25日	第2回計画策定懇話会において計画素案の意見交換
8月7日	第3回計画策定庁内会議において計画案協議とまとめ
8月14日	第3回計画策定懇話会において計画案の意見交換
8月20日	平成25年第8回定例教育委員会に、計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施について報告
8月23日	総務文教常任委員会に、計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施について報告
9月2日～ 10月2日	計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施
12月17日	第4回計画策定懇話会において、計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の結果報告、計画（案）の意見交換
(平成26年) 1月29日	平成26年第1回定例教育委員会において、計画策定審議、決定
2月18日	総務文教常任委員会に計画策定の報告

江別市学校教育基本計画

平成 26 年 3 月発行

編集発行 江別市教育委員会 学校教育支援室 学校教育課
〒067-0074 江別市高砂町 24 番地
TEL (011) 381-1058 FAX (011) 382-3434

